

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

教育委員会規則

- 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(六・総務課)
- 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則(七・総務課)
- 市町村立学校職員給与等に関する規則の一部を改正する規則(八・義務教育課)
- 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則(九・義務教育課)
- 婦人教育指導員設置規則の一部を改正する規則(十・生涯学習課)
- 文化財保護法施行細則(十一・生涯学習課文化財保護室)
- 学校医学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(十二・保健体育課)
- 教育委員会訓令
 - 秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令(一・総務課)
 - 秋田県教育関係職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令(三・総務課)
 - 秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令(四・総務課)
 - 秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規定の一部を改正する訓令(五・総務課)
 - 秋田県立学校職員被服貸与規程の一部を改正する訓令(六・高校教育課)

教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

秋田県教育委員会委員長 米田 愛治

秋田県教育委員会規則第六号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 総務課に施設整備室を置く。

第四条第七号中「教育庁等の」を削り、同条第十八号中「庁舎及び県立学校の」を「教育委員会の所管に係る」に改め、同条第二十五号を第二十八号とし、第二十四号の次に次の三号を加える。

二十五 教育に係る調査及び統計並びにこれらの総括に関する事。

二十六 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する私立

学校(私立大学及び私立高等学校を除き、同法第九十七条及び第二百二条第一項の規定により設置された私立幼稚園等を含む。)に関する事。

二十七 県立学校の教職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員の給与に関する事。

第四条に次の一項を加える。

2 総務課施設整備室は、前項第十七号から第十九号までに掲げる事務を分掌する。

第六条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。

第十条第一項第十号を次のように改める。

十 競技力向上の推進に関する事。

第十条第二項を削る。

第十五条第一項の表第九号中 「総務課」を「保健体育課」に改め、同表第十号を削る。

同条第三項の表第六号中 「課」を「室」に改め、同表中第十二号

及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号

から第十八号までを削り、同表第十九号中 「教育事務所出張所」を「教育事務所」に改め、同表中第十二号

及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号

から第十八号までを削り、同表第十九号中

教育事務所	教育事務所
教育事務所出張所	社会体育に関する事務を

保健体育課
教育事務所
競技力向上及び社会体育に関する事務をつ

つかさどる。

教育事務所 出張所 かさどる。

に改め、同号を同表第十四号とし、同表第二十号中「払田柵跡調査事務所」を削

り、同号を同表第十五号とし、同表中第二十一号及び第二十二号を削り、同表に次の一号を加える。

十六	主任栄養士	保健体育課	学校給食の指導に関する事務をつかさどる。
----	-------	-------	----------------------

第十九条に次の三号を加える。

四 県の歴史に関する古文書（以下「古文書」という。）の収集、整理及び保存に関すること。

五 古文書の閲覧その他の利用に関すること。

六 古文書の調査研究及び普及活動に関すること。

「総合教育センター」

図 書 館

生涯学習センター

こども博物館

少年自然の家

近代美術館

博物館

「総合教育センター」

図 書 館

生涯学習センター

こども博物館

少年自然の家

近代美術館

博物館

中第七号を削り、第八号を第七号とし、同表第九号中

「総合教育センター」
図 書 館
生涯学習センター
こども博物館
少年自然の家
近代美術館
博物館

教育センター

自然の家 館
に改め、同号を同表第八号とし、同表中第十号を第九号とし、第十一号を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県教育委員会委員長 米 田 愛 治

秋田県教育委員会規則第七号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「午前九時」を「午前十時」に改め、同項第二号中「第二条に規定する文化の日（以下「文化の日」という。）を「第三条に規定する休日のうち元日を除く日（以下「休日」という。）に、「午前九時」を「午前十時」に改める。

第三条第一項第一号を削り、同項第二号中「文化の日に当たるときはその翌日」を「休日」に当たるときはその翌日」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「休日」の下に、「（休日）に当たるときはその翌々日（）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 月曜日を含んで休日連続するときは、最後の休日の翌日
第三条第一項第四号中「及び一月三日」を「から一月三日まで」に改め、同項第六号中「十二月一日から翌年二月末日までの間で館長が指定する十五日間」を「館長が必要と認める期間」に改める。

第十七条第二項を削る。
第六十条第一号の表中「土曜日」を削り、「日曜日」を「土曜日、日曜日」に、「一月二日、一月三日、十二月二十九日及び十二月三十日」を「十二月二十二日から十二月三十日まで、一月二日から一月十三日まで及び三月二十二日から三月三十一日まで」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県教育委員会規則第八号

秋田県教育委員会委員長 米田愛治

市町村立学校職員の給与等に關する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に關する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の二 週休日及び勤務時間（第七十四条の二 第七十四条の六）」を

「第九章の二 週休日及び勤務時間（第七十四条の二 第七十四条の五

第九章の三 公益法人等に派遣された職員の復帰時における処遇等（第七十四条

の六 第七十四条の十一）」

に改める。

第一条中「いう。」の下に「、職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号。以下「育児休業条例」という。）及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号。以下「公益法人等派遣条例」という。）を加え、「基き」を「基つき」に改める。

第十九条中「次に掲げる」を「特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする」に改め、同条各号を削る。

第二十三条第一項中「派遣条例」を「外国派遣条例」に、「第四条に規定する一般の派遣職員」を「第三条第一項に規定する派遣職員」に、「一般の派遣職員」を「外国派遣職員」に改める。

第三十二条第一号中「条件附採用期間」を「条件付採用期間」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 外国派遣職員

第三十二条第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。

四の二 公益法人等派遣条例第三条第一号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）

第三十二条第六号中「、病気休暇（公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。第五十三条、第五十四条第二号、第五十六条の三、第六十八号の五第二項第四号及び別表第十の二において同じ。）に起因する負傷又は疾病を理由とするものに限る。）及び特別休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年秋田県条例第五号）第二条各号のいずれかに掲げる事由に該当して職務に専念する義務を免除される県立学校職員の例により職務に専念する義務を免除され」を「その他教育委員会の定める事由によつて」に改める。

第三十七条第一項及び第三項中「一般の派遣職員」を「外国派遣職員」に改める。

第三十七条の二（見出しを含む。）中「一般の派遣職員」を「外国派遣職員」に改

め、同条の次に次の一条を加える。

（再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算）

第三十七条の三 地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）について、条例第八条の規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

第五十条第一項第三号中「派遣条例」を「外国派遣条例」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 公益法人等派遣条例第二条第二項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

第五十条第二項中「派遣条例」を「外国派遣条例」に改め、「育児休業をし」の下に「、公益法人等派遣条例第二条第二項の規定により派遣され」を加える。

第五十二条中「職務に専念する義務の特例に関する条例」の下に「（昭和二十六年秋田県条例第五号）」を加える。

第五十三条中「又は通勤」を「若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益法人等派遣職員の派遣先団体（公益法人等派遣条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。）若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益法人等派遣法」という。）第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）の特定法人（同条第一項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤」に改める。

第五十四条第一号中「又は第二号」を削り、同条第二号中「第二条第三号」を「第二条第二号」に改め、「場合で、」の下に「当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により」を加え、「又は」を「若しくは地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する」に、「一般の派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、「業務上の」の下に「災害又は同項に規定する通勤による」を、「含む。」の下に「又は公益法人等派遣職員の派遣先団体若しくは退職派遣者の特定法人の業務上の災害若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による災害」を加える。

第五十五条第二項を次のように改める。

2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第十の四に掲げる調整基本額に、その者に係る別表第十の三の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員にあつてはその額に条例第二十八条第

二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間から除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額(再任用短時間勤務職員について、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第五十六条の三中「又は疾病」を「若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」に、「一般の派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、「疾病又は」の下に「同項に規定する」を、「含む。」の下に「又は公益法人等派遣職員の派遣先団体若しくは退職派遣者の特定法人の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」を加える。

第五十七条の八の三中「同項第二号」を「同項第三号」に、「当該職員となつたとき」を「当該職員となつたとき、公益法人等派遣条例第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用」に改める。

第五十八条の五第三項第七号を第八号とし、第六号を削り、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「一般職の職員の給与に関する条例の適用職員であつた者その他第一項に規定する者から人事交流等により引き続き職員となつたこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「職員となつたこと又は復帰等」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

第五十八条の五第三項第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 公益法人等派遣条例第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰したこと又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用されたこと(以下「復帰等」という。)に伴い、住居を移転し、第五十八条の二に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第五十八条の三に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

第六十一条第三項を次のように改める。

三 条例第十七条の三第二項の同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする

一 公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され、へき地等学校に勤務することとなつた職員で、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

二 新たにへき地等学校に該当することとなつた学校等に勤務する職員でそのへき地等学校に該当することとなつた日(以下「指定日」という。)前三年以内に、一般職の職員の給与に関する条例の適用職員であつた者又は第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となり、又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され、当該学校等に勤務することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

第六十一条第四項第一号中「移転した職員」の下に「又は前項第一号に規定する職員」を、「職員となつた日」の下に「又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日」を加え、同項第三号中「前項」を「前項第二号」に改め、「職員となつた日」の下に「又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日」を加える。

第六十七条第一号中「の規定に該当して」を「又は休職条例第二条の規定により」に改め、同条第二号中「に該当して」を「により」に改め、同条第五号中「一般の派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、同条第六号中「職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号。以下「育児休業条例」という。)(第五条の二第一項)」を「育児休業条例第五条の三第一項」に改め、同条第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 公益法人等派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員

第六十七条の二第二号中「職員」を「常勤の職員又は再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 その退職に引き続き次に掲げる者となつた者で、その者に適用される給与に関する規定によりその退職前の条例の適用を受ける職員としての在職期間を通算して期末手当に相当する手当を支給されることとなるもの

イ 国又は他の地方公共団体の職員

ロ 退職派遣者

ハ イ及びロに準ずる者

第六十七条の四中「職員」を「常勤の職員又は再任用短時間勤務職員」に、「もつと」を「最も」に改める。

第六十七条の五中「第二十二条第四項」を「第二十二条第五項」に改める。

第六十七条の六第二項第一号中「職員」の下に「並びに非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を加える。

第六十七条の七第一項中「各号に掲げる者」の下に、「非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員その他これに相当する者に限る。」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 退職派遣者

第六十七条の七第二項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改める。

第六十七条の十一中「第五条の第二項」を「第五条の第三項」に改め、同条第二号中「職員」の下に「並びに非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第六十八条第三号を次のように改める。

三 外国派遣職員

第六十八条第四号中「第五条の第二項」を「第五条の第三項」に改め、同条第五号中「第六十七条第七号」を「第六十七条第八号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 公益法人等派遣職員

第六十八条の第二項第三号を次のように改める。

三 その退職に引き続き次に掲げる者となつた者で、その者に適用される給与に関する規定によりその退職前の条例の適用を受ける職員としての在職期間を通算して勤勉手当に相当する手当を支給されることとなるもの

イ 国又は他の地方公共団体の職員

ロ 退職派遣者

ハ イ及びロに準ずる者

第六十八条の五第二項第一号中「職員」の下に「並びに非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を加え、同項第二号中「第六十七条第七号」を「第六十七条第八号」に改め、同項第五号中「公務上の負傷若しくは疾病又は」を「公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する」に、「一般の派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、「業務上の負傷若しくは疾病又は」の下に「同項に規定する」を、「含む。」の下に「又は公益法人等派遣職員の派遣先団体若しくは退職派遣者の特定法人の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病」を加える。

第七十四条中「号給」の下に「その者が」を加え、「にあつては」を「であるときは」に、「の最高の号給」を「及びその級の最高の号給とし、地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。」に改め、「掲げる額」の下に「（再任用短時間勤務職員にあつては、その額に条例第二十

八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

第七十四条の二を次のように改める。

第七十四条の二 市町村の教育委員会は、条例第二十八条の三の規定に基づき週休日（条例第二十八条の二第一項に規定する週休日を含む。）及び勤務時間の割振り定める場合には、勤務日（条例第二十八条の四に規定する勤務日を含む。）以下同じ。）が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。

第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三 公益法人等に派遣された職員の復帰時における処遇等（第七十四条の六 第七十四条の十一）

（趣旨）

第七十四条の六 この章は、公益法人等派遣条例第六条及び第十六条の規定に基づき、公益法人等に派遣された職員の復帰時における処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公益法人等派遣職員の職務復帰時における給与の取扱い）

第七十四条の七 公益法人等派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第二十一条の規定にかかわらず、次に定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

一 第十三条第一項第一号に掲げる職務の級への昇格については、教育委員会が人事委員会と協議して別に定める基準によること。

二 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数を有していること。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第二号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を乗じて得た年数をもつて、同表の必要経験年数とすることができる。

第七十四条の八 公益法人等派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、派遣の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から一年以内の第三十条に定める昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を

別表第十三一級地(昭和四十七年五月一日指定)の項中

小種小学校
増田東小学校
保呂羽小学校

仙北郡協和町
平鹿郡増田町
大森町

に改める。

小種小学校	仙北郡協和町
保呂羽小学校	平鹿郡大森町

別表第十三の三平成二年一月一日指定の項中

飯沢小学校	雄勝郡羽
西馬音内小学校田沢分校	"
仙道小学校	"

後町

を

飯沢小学校	雄勝郡羽後町
仙道小学校	"

に改め、

同表平成八年一月一日指定の項中

川上小学校	鹿角郡小坂町
上岩川小学校	山本郡琴丘町

を

上岩川小学校	山本郡琴丘町
--------	--------

に改める。

同表平成十四年一月一日指定の項の次に次のように加える。

(平成十四年四月一日指定)	高瀬小学校	由利郡東由利町
---------------	-------	---------

別表第十三の五昭和四十九年十月一日指定の項中

東成瀬村小中学校給食 共同調理場	"
---------------------	---

東成瀬村

を

東成瀬村小中学校給食 共同調理場	"
---------------------	---

に改

め、同表平成十四年一月一日指定の項中

富津内小学校	南秋田郡五城目
高瀬小学校	由利郡東由利町
南外西小学校	仙北郡南外村

町

を

富津内小学校	南秋田郡五城目町
南外西小学校	仙北郡南外村

に改める。

別表第十五を次のように改める。

別表第15(第74条関係)

教育職給料表の適用を受ける職員

職員の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	円	円	円	円
	2	5,000	5,400	9,400	15,000
	3	5,200	5,700	9,800	15,400
	4	5,400	6,000	10,700	15,800
	5	5,600	6,300	11,100	16,300
	6	5,900	6,600	11,500	16,700
	7	6,200	7,000	12,400	17,100
	8	6,500	7,300	12,800	17,500
	9	6,800	7,600	13,200	17,900
	10	7,100	7,900	13,600	18,300
	11	7,400	8,300	14,000	18,700
	12	7,700	8,600	14,400	19,000
	13	8,000	8,900	14,800	19,400
	14	8,300	9,300	15,100	19,600
	15	8,600	9,700	15,500	19,900
	16	8,800	10,500	15,900	20,200
	17	9,100	10,900	16,300	
	18	9,400	11,300	16,700	
	19	9,700	11,700	17,100	
	20	9,900	12,100	17,400	
	21	10,200	12,500	17,700	
	22	10,400	12,900	18,000	
	23	10,600	13,300	18,300	
	24	10,800	13,700	18,500	
	25	11,000	14,000	18,700	
	26	11,200	14,400	18,900	
	27	11,400	14,700	19,100	
	28	11,500	15,000		
	29	11,600	15,400		
	30	11,700	15,700		
	31	11,900	16,000		
	32	12,000	16,300		
	33	12,100	16,500		
	34		16,800		
	35		17,000		
	36		17,200		
再任用 職員		8,000	9,700	12,800	16,300

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、公布の日から、第九章の二の次に一章を加える改正規定のうち第七十四条の九から七十四条の十一までに係る部分は、平成十四年三月三十一日から施行する。

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県教育委員会委員長 米 田 愛 治

秋田県教育委員会規則第九号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の三を次のように改める。

（再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額）

第八条の三 条例第十六条第二項第二号に規定する規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、百分の五十とする。

第十四条中「給料表」を「条例第五条第一項の給料表（以下「給料表」という。）」に改める。

第十六条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員のうち、条例第十六条第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該復帰又は採用の直前の住居（当該復帰又は採用の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び教育委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等での利用が第十二条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該復帰又は採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に勤務することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰又は採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる

職員で、特別急行列車等を利用しなければ通勤することが教育委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限る。）

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

婦人教育指導員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県教育委員会委員長 米 田 愛 治

秋田県教育委員会規則第十号

婦人教育指導員設置規則の一部を改正する規則

婦人教育指導員設置規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女性教育アドバイザー設置規則

第一条中「婦人教育」を「女性教育」に、「婦人教育指導員」を「女性教育アドバイザー」に、「指導員」を「アドバイザー」に改める。

第二条中「指導員」を「アドバイザー」に改める。

第三条中「指導員」を「アドバイザー」に改め、同条第一号中「婦人団体の運営及び指導」を「女性団体等の社会教育活動の助言」に改め、同条第二号中「婦人」を「女性」に、「指導」を「助言」に改め、同条第三号中「婦人教育」を「女性教育」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

文化財保護法施行細則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県教育委員会委員長 米 田 愛 治

秋田県教育委員会規則第十一号

文化財保護法施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第九十九条及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第五条の規定により秋田県教育委員会が行つこととされた事務を管理し及び執行するために必要な事項を定めるものとする。

（国宝又は重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開の許可申請）

第二条 法第五十三条第一項の規定による許可の申請は、国宝又は重要文化財の公開許可申請書（様式第一号）により行うものとする。

2 前項の許可申請書には、次の書類及び図面を添付しなければならない。

一 公開の場所を管轄する消防署長の意見書

二 公開に係る会場の図面

三 許可申請者が所有者以外の方であるときは、所有者の承諾書

四 許可申請者が権原に基づく占有者以外の方であるときは、占有者の承諾書

五 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の方であるときは、管理団体の承諾書

六 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の方であるときは、管理責任者の承諾書

七 昼夜間の警備状況及び非常時における待避計画

八 当該展覧会等に出品される全作品の目録

（調査のための発掘に関する届出）

第三条 法第五十七条第一項の規定による届出は、調査のための発掘に関する届出書（様式第二号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次の書類及び図面を添付しなければならない。

一 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合には、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）

二 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の方であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

三 発掘予定地の所有者の承諾書

四 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書

五 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

（土木工事等のための発掘に関する届出）

第四条 法第五十七条の二第一項において準用する法第五十七条第一項の規定による届出は、土木工事等のための発掘の届出書（様式第三号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、土木工事等を行う土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添付しなければならない。

（国の機関等が行う土木工事等のための発掘に関する通知）

第五条 法第五十七条の三第一項の規定による通知は、土木工事等のための発掘の通知書（様式第四号）により行うものとする。

2 前項の通知書には、土木工事等を行う土地及びその付近の地図並びに当

該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添付しなければならない。

（遺跡の発見に関する届出）

第六条 法第五十七条の五第一項の規定による届出は、遺跡発見の届出書（様式第五号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添付しなければならない。

（国の機関等による遺跡の発見に関する通知）

第七条 法第五十七条の六第一項の規定による通知は、遺跡発見の通知書（様式第六号）により行うものとする。

2 前項の通知書には、遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添付しなければならない。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

様式第 1 号 国宝又は重要文化財の公開許可申請書 (第 2 条関係)

(A 4 判)

国宝又は重要文化財の公開許可申請書

年 月 日

秋田県教育委員会 様

申請者 住 所 (法人等にあつては、事
務所の所在地)
氏 名 (法人等にあつては、名
称及び代表者の氏名) ㊞

次のとおり国宝 (重要文化財) の公開をしたいので、文化財保護法第53条第 1 項及び文化財保護法施行令第 5 条第 3 項の規定により申請します。

1 公開品目

- (1) 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- (2) 指定年月日及び指定書の記号番号
- (3) 所有者の氏名及び住所 (法人等にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- (4) 権原に基づく占有者の氏名及び住所 (法人等にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- (5) 管理団体がある場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- (6) 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- (7) 現在の所在の場所 (指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の所在の場所を併記するものとする。)

2 展覧会等の名称

3 展覧会等の趣旨

4 展覧会等の主催者の氏名及び住所 (法人等にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)

5 展覧会等の後援者の氏名及び住所 (法人等にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)

6 公開の期間

7 公開の場所

8 入場料の額

9 陳列、撤回等の技術指導者の氏名、住所及び職業

10 保管責任者の氏名、住所及び職業

11 輸送方法

12 その他参考となるべき事項

備考

- 1 申請者が氏名を自書する場合は、押印を省略することができます。
- 2 次の書類及び図面を添付してください。
 - (1) 公開の場所を管轄する消防署長の意見書
 - (2) 公開に係る会場の図面
 - (3) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - (4) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、占有者の承諾書
 - (5) 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の承諾書
 - (6) 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の承諾書
 - (7) 昼夜間の警備状況及び非常時における待避計画
 - (8) 当該展覧会等に出品される全作品の目録

様式第2号 調査のための発掘に関する届出書(第3条関係)

(A4判)

調査のための発掘に関する届出書

年 月 日

秋田県教育委員会 様

住所(法人等にあつては、事務所所在地)

氏名(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞

埋蔵文化財について、調査のための発掘を実施したいので、関係書類及び図面を添付し、次のとおり届出します。

文化財保護法の該当条項	第57条第1項							
1 発掘予定地	所在及び地番							
	土地所有者	氏名等:						
		住所:						
2 発掘予定地の面積								
3 発掘予定地に係る遺跡	名称	員数						
	種類	散布地 社寺跡 その他()	集落跡 古墳	貝塚 横穴墓	都城跡 その他の墓	官衙跡 生産遺跡	城館跡	
	時代	旧石器 近世	縄文 その他()	弥生	古墳	奈良	平安 中世	
	現状	宅地 その他()	水田	畑地	山林	道路	荒蕪地 原野	
4 調査の目的	a 学術研究 ()							
	b 遺跡整備 ()							
	c 自然崩壊							
	d 開発事業に伴う	道路	鉄道	空港	河川	ダム	学校	住宅
		工場	その他の建物等()					
		宅地造成	土地区画整理	公園造成	ガス	電気		
		水道	農業関係	土砂採取	観光開発			
		その他の開発()						
5 調査主体者	氏名等:							
	住所:							
6 発掘担当者	氏名:							
	住所:							
	経歴:							
7 発掘着手予定時期	年 月 日							
8 発掘終了予定時期	年 月 日							
9 出土品処置の希望								
10 参考事項								

備考

- 次の書類及び図面を添付してください。
 - 発掘予定地及びその付近の地図(周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの)
 - 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
 - 発掘予定地の所有者の承諾書
 - 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
 - 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書
- 「3 発掘予定地に係る遺跡」の「種類」、「時代」、「現状」の欄は、該当する項目を で囲んで下さい。該当する項目がない場合は、「その他」を で囲み、括弧内に概要を記入してください。
- 「4 調査の目的」の欄は、「a」から「d」のうち該当するものを で囲んでください。
- 「4 調査の目的」の欄で「a」又は「b」を選択した場合は、括弧内に具体的内容を記入してください。
- 「4 調査の目的」の欄で「d」を選択した場合は、さらに該当する項目を で囲んでください。建物等建設事業であつて該当する項目がない場合は、「その他の建物等」を で囲み、括弧内に具体的内容を記入してください。また、建物等建設事業以外の場合で該当する項目がない場合は、「その他の開発」を で囲み、括弧内に具体的内容を記入してください。

様式第 3 号 土木工事等のための発掘の届出書 (第 4 条関係)

(A 4 判)

土木工事等のための発掘の届出書

年 月 日

秋田県教育委員会 様

届出者 住所 (法人等にあつては、事務所の所在地)
氏名 (法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞

埋蔵文化財について、土木工事等のための発掘を実施したいので、関係書類及び図面を添付し、次のとおり届出します。

文化財保護法の該当条項		第57条の2第1項						
1 土木工事等の予定地	所在及び地番							
	土地所有者	氏名等： 住所：						
2 土木工事等の面積								
3 土木工事等の予定地に係る遺跡	名 称	員 数						
	種 類	散布地	集落跡	貝塚	都城跡	官衙跡	城館跡	
		社寺跡	古墳	横穴墓	その他の墓	生産遺跡		
		その他 ()						
	時 代	旧石器	縄文	弥生	古墳	奈良	平安	中世
		近世 その他 ()						
	現 状	宅地	水田	畑地	山林	道路	荒蕪地	原野
		その他 ()						
4 工事の概要	目 的	道路	鉄道	空港	河川	ダム	学校	住宅
		工場 その他の建物等 ()						
		宅地造成	土地区画整理		公園造成	ガス	電気	
		水道	農業関係	土砂採取	観光開発	遺跡整備		
		その他の開発 ()						
	計画及び方法							
5 工事主体者	氏名等： 住所：							
6 施工責任者	氏名： 住所：							
7 発掘着手予定時期	年 月 日							
8 発掘終了予定時期	年 月 日							
9 参考事項								

備考

- 次の書類及び図面を添付してください。
 - 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図
 - 土木工事等の概要を示す書類及び図面
- 「3 土木工事等の予定地に係る遺跡」の「種類」、「時代」、「現状」の欄は、該当する項目を で囲んでください。該当する項目がない場合は、「その他」を で囲み、括弧内に概要を記入してください。
- 「4 工事の概要」の「目的」の欄は、該当する項目を で囲んでください。建物等建設事業であつて該当する項目がない場合は、「その他の建物等」を で囲み、括弧内に具体的内容を記入してください。また、建物等建設事業以外の場合で該当する項目がない場合は、「その他の開発」を で囲み、括弧内に具体的内容を記入してください。

様式第4号 土木工事等のための発掘の通知書(第5条関係)

(A4判)

土木工事等のための発掘の通知書

年 月 日

秋田県教育委員会 様

事務所の所在地
通知者
名称及び代表者の氏名 印

埋蔵文化財について、土木工事等のための発掘を実施したいので、関係書類及び図面を添付し、次のとおり通知します。

文化財保護法の該当条項	第57条の3第1項							
1 土木工事等の予定地	所在及び地番							
	土地所有者	氏名等： 住 所：						
2 土木工事等の面積								
3 土木工事等の予定地に係る遺跡	名 称						員 数	
	種 類	散布地	集落跡	貝塚	都城跡	官衙跡	城館跡	
		社寺跡	古墳	横穴墓	その他の墓	生産遺跡		
	その他()							
時 代	旧石器	縄文	弥生	古墳	奈良	平安	中世	
現 状	近世	その他()						
	宅地	水田	畑地	山林	道路	荒蕪地	原野	
その他()								
4 工事の概要	目 的	道路	鉄道	空港	河川	ダム	学校	住宅
		工場	その他の建物等()					
計画及び方法	目 的	宅地造成	土地区画整理		公園造成	ガス	電気	
		水道	農業関係	土砂採取	観光開発	遺跡整備		
		その他の開発()						
5 工事主体者	氏 名 等：							
	住 所：							
6 施工責任者	氏 名：							
	住 所：							
7 発掘着手予定時期	年 月 日							
8 発掘終了予定時期	年 月 日							
9 参考事項								

備考

- 1 次の書類及び図面を添付してください。
 - (1) 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図
 - (2) 土木工事等の概要を示す書類及び図面
- 2 「3 土木工事等の予定地に係る遺跡」の「種類」、「時代」、「現状」の欄は、該当する項目を で囲んでください。該当する項目がない場合は、「その他」を で囲み、括弧内に概要を記入してください。
- 3 「4 工事の概要」の「目的」の欄は、該当する項目を で囲んでください。建物等建設事業であって該当する項目がない場合は、「その他の建物等」を で囲み、括弧内に具体的内容を記入してください。また、建物等建設事業以外の場合で該当する項目がない場合は、「その他の開発」を で囲み、括弧内に具体的内容を記入してください。

様式第 5 号 遺跡発見の届出書 (第 6 条関係)

(A 4 判)

遺跡発見の届出書

年 月 日

秋田県教育委員会 様

住所 (法人等にあつては、事務所の所在地)

氏名 (法人等にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊞

遺跡と認められるものを発見したので、関係書類及び図面を添付し、次のとおり届け出ます。

文化財保護法の該当条項	第57条の5第1項							
1 遺跡の概要	種 類	散布地	集落跡	貝塚	都城跡	官衙跡	城館跡	
		社寺跡	古墳	横穴墓	その他の墓	生産遺跡		
		その他()						
	時 代	旧石器	縄文	弥生	古墳	奈良	平安	中世
		近世	その他()					
	現 状	宅地	水田	畑地	山林	道路	荒蕪地	原野
		その他()						
2 所 在 地								
3 土 地 所 有 者	氏名等:							
	住所:							
4 土 地 占 有 者	氏名等:							
	住所:							
5 発 見 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日							
6 発 見 の 事 情	土木工事中 試掘調査 確認調査							
	その他()							
7 現状を変更する 予定	時 期	年 月 日 ~ 年 月 日						
	理 由							
8 出土品の種類、形状、数量								
9 保護のための措置								
10 参 考 事 項								

備考

- 次の書類及び図面を添付してください。
 - 遺跡が発見された土地及びその付近の地図
 - 土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面
- 「1 遺跡の概要」の「種類」、「時代」、「現状」の欄は、該当する項目を で囲んでください。該当する項目がない場合は、「その他」を で囲み、括弧内に概要を記入してください。
- 「6 発見の事情」の欄は、該当する項目を で囲んでください。該当する項目がない場合は、「その他」を で囲み、括弧内に具体的内容を記入してください。

様式第6号 遺跡発見の通知書(第7条関係)

(A4判)

遺跡発見の通知書		年 月 日
秋田県教育委員会 様		
事務所の所在地 通知者 名称及び代表者の氏名		⑩
遺跡と認められるものを発見したので、関係書類及び図面を添付し、次のとおり通知します。		
文化財保護法の該当条項	第57条の6第1項	
1 遺跡の概要	種 類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他()
	時 代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()
	現 状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()
2 所 在 地		
3 土 地 所 有 者	氏 名 等 :	
	住 所 :	
4 土 地 占 有 者	氏 名 等 :	
	住 所 :	
5 発 見 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日	
6 発 見 の 事 情	土木工事中 試掘調査 確認調査 その他()	
7 現状を変更する 予定	時 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	理 由	
8 出土品の種類、形状、数量		
9 保護のための措置		
10 参 考 事 項		

備考

- 1 次の書類及び図面を添付してください。
 - (1) 遺跡が発見された土地及びその付近の地図
 - (2) 土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面
- 2 「1 遺跡の概要」の「種類」、「時代」、「現状」の欄は、該当する項目を で囲んでください。該当する項目がない場合は、「その他」を で囲み、括弧内に概要を記入してください。
- 3 「6 発見の事情」の欄は、該当する項目を で囲んでください。該当する項目がない場合は、「その他」を で囲み、括弧内に具体的内容を記入してください。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

秋田県教育委員会規則第十二号

秋田県教育委員会委員長 米 田 愛 治

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和三十九年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに市町村立の小学校及び中学校」を削る。

第七条を削り、第八条を第七条とし、第九条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号 障害補償年金前払一時金請求書(第3条関係)

(A4判)

障害補償年金前払一時金請求書								
(実施機関の長) <div style="text-align: center;">_____ 教育長 様</div> 次の障害補償年金前払一時金を請求します。		請求年月日		年	月	日		
		請求者の住所 _____						
		ふりがな		氏	名	Ⓔ		
1 障害の等級	第 級							
2 加重前の障害の等級	第 級							
3 条例第3条による通知を受けた年月日	年 月 日							
4 障害補償年金前払一時金の申出を行つた月までの期間に係る障害補償年金の額の合計額	年 月分から		年 月分まで		円			
5 請求者が選択する障害補償年金前払一時金の請求金額の計算等	障害補償年金前払一時金の限度額		(1) 限度額を選択した場合 (補償基礎額) (倍数) 円 × = 円					
	補償基礎額の	1,200倍 1,000倍 800倍 600倍 400倍 200倍	に相 当す る額	(2) 限度額以外を選択した場合 (補償基礎額) (倍数) 円 × = 円				
	請求金額						円	
6 送 金 希 望 の 場 合	口座振替	振込先金融機関名	銀行	支店	*受 理	年 月 日		
		普通預金	当座預金		*決 定 金 額	円		
		口座番号						
	送金小切手	預金名義者					*通 知	年 月 日
		受取先金融機関名	銀行	支店	*支 払	年 月 日		
	そ の 他					*年 金 証 書 の 番 号	第 号	

〔注意事項〕

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないでください。また、該当する に✓印を記入してください。
- 2 「2 加重前の障害の等級」の欄には、既存の障害を加重した場合にのみ、その加重前の障害の等級を記入してください。
- 3 「4 障害補償年金前払一時金の申出を行つた月までの期間に係る障害補償年金の額の合計額」の欄には、障害補償年金の最初の支給に先立つて申し出る場合には記入しないでください。

様式第十号を次のように改める。

様式第10号 遺族補償年金前払一時金請求書(第3条関係)

(A4判)

遺族補償年金前払一時金請求書						
(実施機関の長) <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">教育長 様</div> 次の遺族補償年金前払一時金を請求します。		請求年月日 年 月 日				
		請求者の住所 _____ ふりがな氏名 _____ ㊞ 死亡学校医等との続柄 _____				
1 条例第3条による通知を受けた年月日	年 月 日					
2 遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額	年 月分から		年 月分まで 円			
3 代表者の選任等	受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 代表者を選任した場合					
4 請求者(代表者)が選択する遺族補償年金前払一時金の請求金額の計算等	補償基礎額の		(1) 請求額			
	1,200倍 1,000倍 800倍 600倍 400倍 200倍 に相当する額	(補償基礎額) (倍数)		円 × 1 × (受給権者の数) 円		
		(2) 請求額の合計額		((1)の請求額) (受給権者の数)		
		円 ×		= 円		
5 送 金 希 望 の 場 合	口座振替	振込先金融機関名	銀行	支店	*受 理	年 月 日
		普通預金	当座預金		*決 定 金 額	円
		口座番号				
	預金名義者			*通 知	年 月 日	
	送金小切手	受取先金融機関名	銀行	支店	*支 払	年 月 日
	そ の 他					*年 金 証 書 の 番 号

〔注意事項〕

- 1 請求者は、*印の欄には記入しないでください。また、該当する に✓印を記入してください。
- 2 「2 遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額の合計額」の欄には、遺族補償年金の最初の支払に先立つて申し出る場合は記入しないでください。
- 3 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、その旨を証明する書類、また、代表者を選任しないときには、その旨を記載した書類を添付してください。

様式第十五号及び第十六号中「~~第6号~~」を「~~第6号~~」に改める。
様式第十七号から様式第十九号までの規定中「~~第2号~~」を「~~第2号~~」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

秋田県教育委員会訓令第二号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令
秋田県教育庁職員等服務規程（昭和二十八年秋田県教育委員会訓令甲第三号）の一
部を次のように改正する。

第一条中「非常勤の職員」の下に、「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十
一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用
短時間勤務職員」という。）を除く。）」を加える。

第二条第一項中「職員」の下に、「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を加え、同
条に次の一項を加える。

3 再任用短時間勤務職員の勤務時間、休憩時間及び休息時間は、教育長が別に定め
る。

第五条第五号中、「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

第十一条第一項中「様式第四号の三」を「秋田県旅費支給規則（昭和二十八年秋田
県規則第六十三号）（別記様式（2））を用いるものとする。」に改める。

本則に次の一条を加える。
（再任用職員に対する適用除外）

第二十条 職員が退職に引き続き地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条
の五第一項の規定により採用される場合は、第十四条第一項の規定は、適用しない。
様式第四号の三を削る。

附 則

- 1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の秋田県教育庁職員等服務規程の規定は、この訓令の施行

の日以後に命ぜられた出張に係る復命について適用し、同日前に命ぜられた出張に
係る復命については、なお従前の例による。

秋田県教育委員会訓令第三号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育関係職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育関係職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令
秋田県教育関係職員人事事務取扱規程（昭和四十七年秋田県教育委員会訓令甲第五
号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「非常勤の職員」の下に、「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二
百六十一号）以下「法」という。）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職
を占める職員を除く。）」を加える。

第三条の表中第三十五号を第三十七号とし、第二十六号から第三十四号までを二
ずつ繰り下げ、同表第二十五号中「同条例第五条」を「法第二十八条の四第一項若
しくは第二十八条の五第一項」に、「若しくは同条例」を「法第二十八条の四第一項若
しくは第二十八条の五第一項」に改め、同号を同表第二十七号とし、同表中第二十
四号を第二十六号とし、第二十一号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、同表第
二十号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）以下「法」という。）
を「法」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表第十九号を同表第二十号とし、同
表第十八号の次に次の二号を加える。

十九 への派遣	公益法人等 への派遣	職員を公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 十三年秋田県条例第六十四号）第一条第二項の規定によ り公益法人等へ派遣すること。
二十 への派遣の 解除	公益法人等 への派遣の 解除	職員を公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関 する法律（平成十二年法律第五十号）以下「公益法人等 派遣法」という。）第五条第一項又は第二項の規定によ り職務に復帰させること。

第四条第三項中「第三十号から第三十五号」を「第三十二号から第三十七号」に改

第7条中「第十八号」を「第二十号」に改め、同条後段を第6号
 第7条中「第十八号」を「第二十号」に改め、同条後段を第6号
 第7条中「第十八号」を「第二十号」に改め、同条後段を第6号

(3) 育児休業の期間中任期付職員に採用する場合	(ア) 任期付職員に採用する場合	秋田県教育委員会事務(技術)職員に任命するを命ずる 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 任期は 年 月 日までとする 職務の級を 職 級に決定する 号給(円)を給する 課勤務を命ずる	
	(イ) 任期付採用職員の任期を更新する場合	任期を 年 月 日まで更新する	

第7条中「第十八号」を「第二十号」に改め、同条後段を第6号
 第7条中「第十八号」を「第二十号」に改め、同条後段を第6号

(7) 再任用を行う場合	秋田県教育委員会事務(技術)職員に再任用するを命ずる 任期は 年 月 日までとする 職務の級を 職 級に決定する 課勤務を命ずる	
--------------	---	--

第7条中「第十八号」を「第二十号」に改め、同条後段を第6号
 第7条中「第十八号」を「第二十号」に改め、同条後段を第6号

(12) 任期付	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項	
----------	-------------------------	--

採用職員が任期の満了により当然に退職する場合	(職員が育児休業等に関する条例第5条の2)の規定による任期の満了により 年 月 日限り退職	
------------------------	---	--

第7条中「第十八号」を「第二十号」に改め、同条後段を第6号

(10) 再任用の任期満了前に願いにより退職する場合	願いにより本職を免ずる 職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定により退職手当は支給しない	
----------------------------	--	--

第7条中「第十八号」を「第二十号」に改め、同条後段を第6号
 第7条中「第十八号」を「第二十号」に改め、同条後段を第6号

19 公益法人等への派遣	(1) 派遣 へ派遣を命ずる 派遣期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 派遣期間中給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の100分を支給する (派遣期間中給与は支給しない)	「 」に は派遣先団体の名称を記載する。
	(2) 派遣期間の延長 派遣期間を 年 月 日から 年 月 日まで延長する 延長に係る期間給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当の100	

		分の を支給する (延長に係る期間中給与は支給しない)	
20 公益法人等への派遣の解除		職務復帰を命ずる	

雇 傭 員 兼 一 部 正 員 の 考 査 受 取 付 録

(6) 育児休業の期間中任期付採用職員に採用する場合	(ア) 任期付採用職員(教頭、養護教諭)に採用する場合	市(町・村)公立学校教員に任命する 市(町・村)立 学校 を命ずる 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 任期は 年 月 日までとする 職務の級を教育職 級に決定する 号給(円)を給する	
(イ) 任期付採用職員(主任学校栄養士又は学校栄養士)に採用する場合	(ア) 任期付採用職員(主任学校栄養士又は学校栄養士)に採用する場合	市(町・村)公立学校学校栄養職員に任命する を命ずる 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 任期は 年 月 日までとする 職務の級を医療職 級に決定する 号給(円)を給する 市(町・村)立 学校勤務を命ずる	
(ウ) 任期付採用職員	(ア) 任期付採用職員	市(町・村)公立学校事務職員に任命する	

(事務長、主任主査又は主査)に採用する場合	市(町・村)立 学校 を命ずる 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 任期は 年 月 日までとする 職務の級を行政職 級に決定する 号給(円)を給する	
-----------------------	--	--

(エ) 任期付採用職員(主任又は主事)に採用する場合	市(町・村)公立学校事務職員に任命する を命ずる 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 任期は 年 月 日までとする 職務の級を行政職 級に決定する 号給(円)を給する 市(町・村)立 学校勤務を命ずる	
(オ) 任期付採用職員(主任)の任期を更新する場合	任期を 年 月 日まで更新する	

雇 傭 員 兼 一 部 正 員 の 考 査 受 取 付 録 「 及 び 「 職 員 の 定 年 等 に 関 する 条 例 第 5 条 第 1 項 (第 2 項) の 規 定 に よ る 」 」 の 考 査 受 取 付 録
雇 傭 員 兼 一 部 正 員 の 考 査 受 取 付 録 「 寮 母 」 及 び 「 寄 宿 舎 指 導 員 」 の 考 査 受 取 付 録
雇 傭 員 兼 一 部 正 員 の 考 査 受 取 付 録

(7) 育児休業の期間中任期付	(ア) 任期付採用職員(教頭、)	秋田県公立学校教員に任命する 秋田県立 学校(定時制課程) を命ずる	
-----------------	------------------	---------------------------------------	--

採用職員に採用する場合	教諭、養護教諭)に採用する場合 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 任期は 年 月 日までとする 職務の級を教育職 級に決定する 号給 (円) を給する	
(イ) 任期付採用職員(主任学校栄養士又は学校栄養士)に採用する場合	秋田県公立学校学校栄養職員に任命する を命ずる 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 任期は 年 月 日までとする 職務の級を医療職 級に決定する 号給 (円) を給する 秋田県立 学校勤務を命ずる	
(ウ) 任期付採用職員(事務長、事務長補佐又は主査)に採用する場合	秋田県公立学校事務職員に任命する 秋田県立 学校 を命ずる 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 任期は 年 月 日までとする 職務の級を行政職 級に決定する 号給 (円) を給する	
(エ) 任期付採用職員(主任又は主事)に採用する場合	秋田県公立学校事務職員に任命する を命ずる 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間は 年 月 日から 年 月 日までとする 任期は 年 月 日までとする 職務の級を行政職 級に決定する 号給 (円) を給する	

		秋田県立 学校勤務を命ずる (オ) 任期付採用職員 の任期を 更新する 場合	任期を 年 月 日まで更新する	
--	--	--	-----------------	--

外国の地方公共団体の機関等からの派遣 外国の地方公共団体の機関等への派遣	外国の地方公共団体の機関等からの派遣 派遣申請書	1	
---	-----------------------------	---	--

外国の地方公共団体の機関等からの派遣 公益法人等への派遣等	1 外国の地方公共団体の機関等からの派遣申請書 2 同意書 1 派遣先団体からの派遣要請書 2 同意書	1 1 1 1	
----------------------------------	--	------------------	--

1234567890

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第四号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁等事務決裁規程（昭和五十八年秋田県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表本庁の項中、「主管する課長」の下に「又は室長」を加える。

別表第一一号の表第三号を次のように改める。

三 所属職員のうち非常勤職員及び臨時的任用職員の任免並びに主管する地方機関及び教育機関の非常勤職員の任免の承認

課長（室長を除く。）

を 除 く。

別表第一二号の表第一号中「本庁、地方機関及び教育機関（以下本表において「本庁等」という。）の」を削り、同表第二号中「本庁等」を「本庁、地方機関及び教育機関（以下本表において「本庁等」という。）」に改め、同表に次の一号を加える。

十 調査統計の受託、実施及び公表

(二)(一) 重要又は異例なものの実施及び公表

(二)(二) 受託及び軽易なものの実施

別表第一第三号の表第十一号を削る。

別表第一第四号の表中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一第五号の表第一号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第五号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県教育関係職員の育児休業等に関する規程（平成十四年秋田県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 育児休業の承認を請求する場合において、両親が交互に育児休業その他の手段により当該育児休業に係る子を常態として養育するため職員が再度の育児休業を取得する予定があるときは、前項の育児休業承認請求書とともに育児休業計画書（様式第二号）を提出するものとする。

3 前項の規定により育児休業計画書を提出した者は、提出した書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

第三条中「前条」を「前条第一項及び第四項」に改める。

第四条第二項中「様式第二号」を「様式第三号」に改め、同条第三項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

第五条第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

第八条第一項中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

別 表 中

4 育児休業の承認を取り消し、及び当該職員が当該取消しにより職務に復帰した場合	育児休業の承認を取り消す職務に復帰した（ 年 月 日）
4 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る	年 月 日付で請求のあった 年 月 日付で 取り消し、 年 月 日付で した育児休業を承認する

せ じ

育児休業を承認する場合	育児休業の期間は 年 月 日か 月 日とする
5 育児休業の承認を取り 消し、及び当該職員が当 該取消しにより職務に復 帰した場合（4の場合を 除く。）	育児休業の承認を取り消す 職務に復帰した（ 年 月 日）

育児休業
請求のあ
ら 年

しるる。

様式第1号の(注)「1歳」や「3歳」に「生じた日」の次「を」を、(ウ)請求
 に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨
 並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間」を記入する。
 様式第3号や様式第4号「ウ」 様式第1号や様式第3号「ウ」 様式第1号の次に次
 の一様式を加える。

様式第 2 号 育児休業計画書(第 2 条関係)

(A4判)

年 月 日									
秋田県教育委員会 様									
所 属 職氏名 ①									
職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 3 号の規定に基づき、再度の育児休業の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。									
1 育児休業の承認の請求に係る子									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">子 の 氏 名</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">生 年 月 日</td> <td style="width: 25%; padding: 5px;">年 月 日生</td> </tr> </table>	子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日生					
子 の 氏 名		生 年 月 日	年 月 日生						
2 請求者の育児休業計画									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">育 児 休 業 請 求 期 間</td> <td style="width: 35%; padding: 5px;">年 月 日から</td> <td style="width: 35%; padding: 5px;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再 度 の 育 児 休 業 請 求 予 定 期 間</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日から</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日まで</td> </tr> </table>	育 児 休 業 請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	再 度 の 育 児 休 業 請 求 予 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで			
育 児 休 業 請 求 期 間	年 月 日から	年 月 日まで							
再 度 の 育 児 休 業 請 求 予 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで							
3 配偶者の養育計画									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">配 偶 者 の 氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">養 育 予 定 期 間</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日から</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">子 を 養 育 す る た め に 利 用 す る 制 度 等</td> <td style="padding: 5px;">育児休業 その他()</td> <td style="padding: 5px;">育児休業以外の休業・休暇</td> </tr> </table>	配 偶 者 の 氏 名			養 育 予 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	子 を 養 育 す る た め に 利 用 す る 制 度 等	育児休業 その他()	育児休業以外の休業・休暇
配 偶 者 の 氏 名									
養 育 予 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで							
子 を 養 育 す る た め に 利 用 す る 制 度 等	育児休業 その他()	育児休業以外の休業・休暇							
4 備考									

(注)1 この計画書は、育児休業承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出すること。

2 「育児休業請求期間」欄には、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 「養育予定期間」欄には、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間(3月以上の期間に限る。)を記入すること。

4 子の出生前にこの計画書を提出した場合における「1 育児休業の承認の請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

5 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第六号

各県立学校

秋田県立学校職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県立学校職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

秋田県立学校職員被服貸与規程（昭和三十六年秋田県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第六号中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金 一 月 三 千 五 百 円

印 刷 所

秋田県印刷株式会社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 0862-876600
FAX 0862-876601
E-mail: matsubaransatsu.co.jp

